

監 査 報 告 書


平成 23 年 5 月 16 日

学校法人南山学園


理事長 ハンス ユーゲン・マルクス殿

学校法人南山学園

監事

石橋 泰 助 

監事

日野 哲也 

1. 私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人南山学園寄付行為第 15 条により、平成 22 年度決算書類を監査の結果、同書類はいずれも正確に計上され、学校法人会計基準に則って正しく計算処理されておりますので、これを適正と認めます。
2. 同じく私立学校法及び寄付行為同条同項によって本学校法人の業務又は財産の状況について監査することになっておりますが、理事会には監事が常に出席し、随時必要な意見をのべており、本学校法人の業務又は財産の状況につきまして、違法行為等はなく適正であると認められます。

以 上